

令和6年10月29日

高等裁判所事務局次長 殿

最高裁判所事務総局人事局職員管理官

事務連絡

本日、全司法本部に対し、諸要求期人事局総務課長交渉（第1回）及び秋年期人事局総務課長交渉（第1回）において回答留保となっていた事項のうち、下記の各事項について、別紙のとおり説明しますので、お知らせします。

なお、今回のいずれの説明についても、下級裁では職員団体対応の必要はありませんが、職員団体から説明を求められた場合には、別紙の範囲で対応して差し支えありません。

記

- 1 特例超勤を命じた人数及び業務内容（令和5年10月～令和6年3月、最高裁）
- 2 特例超勤を命じた人数及び業務内容（令和5年4月～令和6年3月、下級裁）
- 3 特例超勤を命じた人数及び業務内容（令和6年4月～9月、最高裁）

(別紙)

【特例超勤を命じた人数及び業務内容】

(令和5年10月～令和6年3月、最高裁)

- 1 最高裁において、令和5年10月から令和6年3月の間に特例超勤を命じた人数は、のべ3人である。

(令和5年4月～令和6年3月、下級裁)

- 2 下級裁において、令和5年4月から令和6年3月の間に特例超勤を命じた人数は、のべ76人である。

(令和6年4月～9月、最高裁)

- 3 最高裁において、令和6年4月から同年9月の間に特例超勤を命じた人数は、0人である。